

応援します

あなたの健康 国保から



国保マスコット 健康まるくん

みなさんに納めていただく保険料は、みなさんの健康でいきいきした生活を守るためのものです。

安心して医療を受けるためにも、保険料は納期を守りましょう。

平成21年度の国保税が決まりました

本年度は医療分と介護納付金分の賦課限度額が変わりました。
みなさんに送付する国民健康保険税の納税通知書は、平成20年中の所得をもとに算定されています。もし、年度途中で国民健康保険に加入または脱退した場合は、月割りで計算し直し、新たに通知します。

割振り項目	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
	すべての国民健康保険加入者に課税		40~64歳の加入者に課税
①所得割	前年の総所得額などから基礎控除額を差し引いた金額の 6.3%	2.5%	1.3%
②資産割	土地・家屋にかかる固定資産税の 40%	なし	なし
③均等割	加入者または該当者1人につき 1万2千円	9千円	1万3千円
④平等割	1世帯につき 2万1千円	なし	なし
限度額	1世帯に賦課される限度額 47万円 (昨年度は41万円)	12万円	9万円 (昨年度は8万円)

国保の給付

病気やけがをしたとき、病院などに医療費の一部（一部負担金）を支払うことで、診療を受けることができます。特別な事情により一部負担金の支払いが特に困難な場合は、高額療養費受領委任払制度、高額療養費貸付制度や減免などの相談を受けています。

保険料の減免

災害そのほか特別な事情により、生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、減免や徴収猶予が受けられる場合がありますので、ご相談ください。
納期7日前までに申請してください。納期を過ぎると減免ができません。

保険税を納めない あなたが、家族が困ります！

保険税が納期限までに納付されないと、次のような措置をとります。

■納期限を過ぎると督促を行います
・本税に対して延滞金を加算します。

■納期限から1年を過ぎると
・有効期限の短い保険証を交付します。

■さらに滞納が続くと
・特別な事情がある場合を除き、保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。
・そのほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

※資格証明書とは：病院などにかかるとき、医療費を全額自己負担し、後日申請して払い戻しが受けられるものです。

◎納付が困難なときには
滞納のままにせず、
お早めに窓口へ相談を！

特定健康診査担当からお知らせ

該当者に郵送した「特定健康診査のご案内」のパンフレットの実施機関一覧（5〜7ページ）について、次の実施機関でも土曜日に特定健康診査を実施しています。

横曽根：北條胃腸科外科
青木：有田内科医院、路川内科医院
南平：徳竹医院、村中医院、吉田クリニック、鹿嶋医院
神根：沢近医院
芝：川口ハートクリニック内科、下条医院、国松医院
戸塚：スマイル内科小児科クリニック、糸川内科医院
鳩ヶ谷市：フクダ内科
※今後の変更・追加などは、市ホームページをご覧になるか、国民健康保険課または実施機関に問い合わせください。